

平成20年10月
警 察 庁

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領案に対する意見公募の結果について

警察庁において、平成20年8月22日（金）から同年9月20日（土）までの間、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領案に対する意見を公募したところ、当該事務処理要領案についての御意見はありませんでした。

なお、当該事務処理要領案の公示以降に当該事務処理要領案に対して一部変更を加えたことから、その内容につき下記のとおり公示します。

記

変更内容

第一順位遺族が二人以上いる場合において、当該遺族のうち一人から申請を受け付けた場合、当該申請をした遺族に対して遺族間の調整状況につき確認をとる等の措置を講じることとした。

具体的な変更内容は、別添支給裁定事務処理要領案のとおり。

理由

遺族間の公平性を担保するため。